

## 第73回大阪市大規模小売店舗立地審議会

日時：平成30年12月18日

開会 午前10時30分

○事務局 お待たせいたしました。ただいまから、大阪市大規模小売店舗立地審議会を開催いたします。委員の皆様方には、何かとお忙しい中、当審議会に御出席いただきまして、ありがとうございます。

私は本日の司会を務めます経済戦略局産業振興課担当係長の山腰です。どうぞよろしくお願いたします。

本審議会の委員数は9名でございますが、現在7名の出席がございますので、審議会規則第7条第2項の規定により、本審議会が有効に成立していることを御報告申し上げます。

本日の審議会は、大店立地法に基づき届出がありました新設案件4件について審議をお願いいたします。配付資料についてですが、お席にお配りしております「会議次第」、「配席図」、「委員名簿」、「大阪市意見（案）について」、「（仮称）ホームセンターコーナン西本町店の新設の届出に対する住民等意見書の概要」、「住民等意見書に対する設置者の回答」、「軽微な延刻等に係る手続の状況」の計7種類になっております。不足等ございませんでしょうか。またA4横のパワーポイントの資料を配付させていただいておりますが、前に映すものをプリントアウトしたものでございますので御参考にしてください。

それでは、加藤会長、御審議の進行をどうぞよろしくお願いたします。

○加藤会長 おはようございます。大阪市の場合は相変わらず新設案件が多くて、皆さんには大変御協力いただくこととなりますが、多いというのも大阪市の活力を示す一つのバロメーターだと思います。

それでは、早速審議に入らせていただきたいと思います。本日御審議いただきますのは、新設案件4件でございます。議事の進め方としましては、次第に従いまして、審議案件をお諮りしたいと考えております。まず議事1ですけれども（仮称）ライフ玉出東店の新設に関する届出内容につきまして、事務局より説明をお願いします。

○事務局 それではライフ玉出東店の新設について御説明いたします。本件は阪堺電車の塚西駅から北へ60メートル、西成区玉出東2丁目13番9外に小売店舗を新設するという届出があったものです。場所は阪堺電車の軌道がある大きな道路沿いに建つこととなります。店舗面積は1,650平方メートル、設置者及び小売業者は株式会社ライフコーポレーションとなっております。用途地域は第1種住居地域。平成30年5月31日に届出がありまして、新設予定日は平成31年2月1日となっております。

敷地周辺の状況としまして、まず計画地全体を南西側から見たものです。次に北西側から見たものです。次に西側道路から南向きに写したものです。同じく西側道路から北方向へ写したものです。次に南側から東に向けてのものです。建物の南端から東側に向かって撮った写真となります。同じく南側から反対に西向きに撮った写真となります。次に建物の東側の道路を北向きに撮ったものでございます。建物の東側道路から南向きに撮ったものでございます。同じく北側から西方向に撮ったものでございます。これが建物の一番西の端ということとなります。同じく北側から東方向の写真となります。

次に施設の配置に関する事項について御説明いたします。1階建物の西側には駐輪場が90台、そのうち原付が4台、自動二輪車が2台、荷さばき施設が90平方メートル、廃棄物保管施設は保管容量14.9立方メートル設置されております。駐車場は建物2階に52台確保されております。以上、施設配置に関したものをまとめた表になります。次に施設の運営方法に関する事項について、御説明いたします。小売店舗の開閉店時間ですが、午前7時から翌午前2時までの営業時間となっております。来客の駐車場の利用時間帯は午前6時30分から翌午前2時30分までとなっております。駐車場の出入口は建物北西方向に1カ所、荷さばきを行うことができる時間帯は午前6時から午後9時となっております。駐車場の出入口付近の状況といたしましては、建物北西方向にあります出入口付近の写真ですが、出入口前の道路より左折イン左折アウトとなっております。次に搬入車両の出入口周辺の状況について、こちらは建物の西南方向にある出入口付近の写真ですが、出入口の前の道路から左折イン左折アウトとなっております。

次に届出書の添付書類の内容について御説明申し上げます。建物は地上2階建てとなっており、店舗面積は1階に1,610平方メートル、2階に40平方メートル、合計1,650平方メートルです。主に販売する物品は、食料品、衣料品、生活関連用品でございます。駐車場における必要駐車台数についてですが、当店舗における各値から指針に基づく必要駐車台数を求めると52台となります。これに対して届出台数が52台となっており、指針の必要台数を満たしております。また来客の自動車の来店経路はごらんとおりでございます。次に退店経路もごらんとおりでございます。続いて騒音関係について御報告申し上げます。騒音発生源となる施設整備の稼働時間については表のとおりでございます。発生騒音の予測評価について、予測地点の設定は店舗周辺4地点に設定しておりまして、各地点の周辺写真はごらんとおりでございます。まず北のA地点でございます。次に東側のB地点、次に南側のC地点、西側のD地点、この4カ所での予測となっております。各予測地点の昼間午前6時から午後10時までの等価騒音レベルの予測結果、及び夜間午後10時から午前6時までの等価騒音レベルの予測結果はそれぞれ表のとおりでございます。全て環境基準を満たしております。続いて廃棄物関連でございますが、1日当たりの予測排出量が8立方メートルに対して保管容量合計14.9立方メートルと十分な保管容量を確保しています。

最後に本届出に関する縦覧、住民等意見書の受付状況、及び本市意見案の検討状況について御説明いたします。お手元に大阪市意見案についてお配りしておりますが、届出書の縦覧及び住民等意見書の受け付けについて平成30年6月15日から平成30年10月15日までの4カ月間行いましたところ、意見書の提出はございませんでした。本届出に関して本市関係局等で構成します大規模小売店舗立地法連絡会議において、駐車需要など交通関係や騒音、廃棄物等の各項目について、法の趣旨や指針を踏まえた対応と配慮がなされていることを確認しております。市意見案につきましては「意見なし」と取りまとめを行っておりますが、付帯意見といたしまして、1、新設後においても対応策の前提として行った調査、予測結果を検証するなど、周辺地域の生活環境の保持についても適切な配慮をして、店舗の維持、運営に努めること。2、当該店舗の設置者は地域社会の一員としての社会的責任を十分自覚し、周辺地域の生活環境保持のために、指針に基づき、関係行政機関や地域住民と協力して

適切な対応に努めること。3、交通安全の確保に努めるとともに、周辺環境に悪影響を及ぼさぬよう、地域住民や関係機関と協議、調整し、生活環境の保持に努めることとの取りまとめを行っております。以上でございます。

○加藤会長　ありがとうございます。それではただいまの事務局の説明につきまして、御質問、御意見を頂戴したいと思います。

○川崎委員　地図を見ますと、相当道が狭いようですね。ほとんどが自転車か徒歩での来店ということになるので、実質上問題ないのかもしれませんが、赤バスの停留所もあるようです。このあたりの対応はどうなっているのでしょうか。付帯意見案で交通安全には、というところありますが、こんなに狭くて大丈夫なのかという感じを受けるのですが。

○事務局　店舗西側の線路側はかなり広くて、阪堺線の軌道があるフラットな道路です。店舗の裏手になる東側は路地といった感じですが、店舗の裏側になりますので、住民の方以外通られるようなところではございません。

○川崎委員　わかりました。

○吉川委員　赤バスの停留所は赤バスが廃止されてなくなっています。ここは軌道敷に入らないと北行きが大変な状態だと思いますが、南行きの方、白いラインが南向き車線の路側側なのであいています。逆に言えばここは歩道もなく、現状では自転車、歩行者が端を歩いても車と錯綜はしないのですが、ここの駐車場に入ってくる車と歩行者、自転車との錯綜が気になります。それがきちんと車線分けしてあるのであればいいのですが、このままでは路側側が無法地帯になってしまうのではないかと少し不安になります。そのあたり設置者で何かマーキングをされるとか、あるいは市もしくは警察で手当されるということはお考えでしょうか。

○事務局　駐車場の出入口の幅が広いと、車の出入りが膨らんだりして危険だということで、バリカーを置いて通れる幅を制限する形にはなっております。特に警察等からもマーキングをするようなお話はないようです。

○吉川委員　出庫時も、左折アウトした後、道幅が次の塚西交差点の手前で狭くなるので、合流が気になるというのがあります。

○事務局　ここの交差点は広がったように思うのですが。

○吉川委員　大丈夫だとは思いますが、阪堺電車の停留所も路上にあるので、強硬な意見ではないのですが、ちょっと気になるなというところです。

○加藤会長　車で来られるような店舗なんですか。人によるのでしょうか。

○事務局　ライフはおおむね500メートル圏を商圈とは考えているということをお聞きします。近くにもお店があるのですが、ここには駐車場もありますので車で来ないということはないかと思えます。

○加藤会長　これは具体的に言うとどういう対応をしたらいいのでしょうか。

○吉川委員　路面標示について警察等と協議を行うことが望ましいのではないかと思います。

○加藤会長　懸念があるようであれば、付帯意見でなくても口頭で改めて確認していただくということもできます。もし付帯意見のところに入れるとすれば、3のところ交通安全

の確保に努めるとありますので、先ほど、車道と歩道が分離されていないということもあり、車と歩行者との交錯という安全面の懸念もありましたので、そこに一言入れるというのはどうでしょうか。

○事務局　　どういった路面表示が望ましいのでしょうか。

○吉川委員　　ライフ専用の表示をするわけにもいかないですから難しいですね。もうひとつ車線をつくって、左折インの矢印とかがついていたらいいんでしょうけど。出た後もゼブラゾーンのようにして合流を促すような表示があれば。ただ、車での来客は確かにそんなに多くないとは思いますが。

○加藤会長　　懸念されていることは非常に重要なことですので、そこは付帯意見を付け足すか、先ほど言ったような口頭で確認というふうにしたいですね。後ほどまたこの点については再度確認させていただきますが、ほかにございませんか。

○山本委員　　今回の店舗の周りは既に住居が多くて、営業時間も午前2時までという非常に遅い時間までです。これまであまり広告や照明について、周辺に配慮するよという意見は出したことがなかったと思うのですが、今回の店舗で、看板の照明などで周辺の人に対する影響が出るということはあるんでしょうか。

○加藤会長　　住民等意見書は出ていないですね。

○事務局　　住民説明会では関連する質問が出ていまして、光の問題については、営業後についても影響があるようであれば対応するというのをライフ側から回答を得ているようでございます。また看板自体が光るものではなく、看板に照明を当てるとよいうな形になっています。また　営業終了後は基本的に最小限の照明にしますということです。

○加藤会長　　住民説明会の中でその点も質問があり、設置者側は対応するというふうに答えているということですが、よろしいですか。

○高比良委員　　北側の騒音予測A地点なんですけど、民家がぎりぎりに接していて、間に道路等がないのですが、Aに接しているところにスロープがあって、2階の駐車場に行く車が上り下りするようになっていまして。Aの側にある民家というのは、ガレージがあるようなんですけれども、2階建て等の物件が建っているのかなと思うんです。スロープのところに関しまして壁というのは設置されるんでしょうか。

○事務局　　騒音対策としての遮音壁の設置というのはAのほうにはないです。Bのほうに遮音壁の設置があります。

○高比良委員　　A地点は2階で、等価騒音レベル50ということですが、こういう騒音レベルというのは車の通行も考慮した上での騒音ということなんですか。それともライフの営業そのものの音に対するレベルということでしょうか。

○事務局　　来客の車も入っております。

○高比良委員　　排気ガスのこともあろうかと思っておりますので、そういうところの対策をぜひしていただきたいと思っております。

○加藤会長　　遮音壁があるのは地元の要望があつて遮音壁をつくったということなんですか。音だけでいくとほかのところのほうが低くなっていて、Aのところが高いにもかかわらずここには遮音壁はくつられていない。遮音壁を設けたからこんなに低くなっているという

ことですよ。

○平栗委員 これは室外機用ですね。

○加藤会長 室外機用ですか。車用ではないんですね。

○平栗委員 何点かお伺いしたいことがあるんですが、こちらの参考資料では駐車場の中を走行している車の音源の状態を20キロで定常走行とされているんです。現実問題としては駐車場の中の定常走行というのはあり得ないので、非定常走行のパワーレベル等を使って予測していただいたほうがいいと思います。一般的には低速度の定常走行よりも非定常走行のほうがパワーレベルとしては大きくなるので、現実には即した計算になるのではないかと思います。

もう一つ、資料を見ていてよくわからなかったのですが、室外機用に囲いをつくって遮音壁をつくっておられるんですが、この遮音壁をつくることによって遮音壁の反対側により大きな騒音がはね返っていきます。そこまで考慮して予測されているのかどうかというのがわからなかったので、お教えいただけますでしょうか。

○事務局 遮音壁による反射については考慮していません。

○平栗委員 していませんね。恐らく単純に3デシベルが上がるぐらいの計算でいいと思うんです。ただ、これだけ遮音壁が近接していますと、もろに反射しても同じ方向に戻っていきますから、やっぱり、レベルとしては底上げされるのかなと思います。

3点目なんですが、予測点の位置ですが、A地点、B地点、C地点、D地点があるんですが、B地点の位置はもう少し北側にしたほうがよかったのではないという気がしております。一番ウイークなところで予測をするべきだと思います。そういう意味ではB地点の位置というのはもう少し北側のほうに住宅が並んでいますので、室外機の真裏あたりで予測していただくほうがより安全な評価になってくるのかなというふうに思いました。今回計算をやり直してもらおうというとなかなか大変なのかもしれませんが。

○加藤会長 質問として確認していただくということは可能ですよね。

○平栗委員 そうですか。じゃあ確認していただくということですね。

○加藤会長 計算にどれぐらいかかるかということもありますが、簡単に計算できるんですよ。

○平栗委員 計算されていたらすぐできると思います。確認をしていただけるといいかなと思います。

○加藤会長 3点ありましたけど、車の騒音の計り方で非定常走行のほうがもっと上がるんじゃないかということが1点ですよ。2点目が遮音壁を設けたことによって逆に音のレベルが裏側では上がるので、その点どうなっていますかということですね。

○平栗委員 そういう意味では駐車場が2階にありますよね、ここは坂道になってますけれども、恐らくそこも住宅公害を考慮した運営の設定になっているかどうかです。

○加藤会長 普通はなっているはずなんです。

○平栗委員 勾配補正はかけているんですね。わかりました。いずれにしても定常走行というのは、とまりもせずに走り回っている状態を想定していますので、それよりはとめるときにはとまりますし、加速しますしという状態で、非定常で計算していただけるといい

かなと思います。

○加藤会長 わかりました。これから注意していただければ。

○平栗委員 そうですね。

○加藤会長 3番目は、本来は一番ウイークなところで計っているはずなんですが。

○平栗委員 遮音壁があるからずらしているのかもしれないのですが、いずれにしてもここだとそんなに遮音壁の効果は変わらないです。もう少し北側の位置と比較しても。それでしたら音源が近いほうが距離がきいてきますので、そのほうがよりいいかなという気がします。

○事務局 東側の住居の中で、一番影響を大きく受ける地点というのを何点か検討した中で、Bが一番大きい影響となっています。

○平栗委員 検討の末なんですね。

○事務局 室外機に対しては防音壁が設置されていますので、それで室外機ではなく排気口の影響のほうが大きくなって、排気口に近いB地点を設定しています。

○平栗委員 排気ファンというのですか。

○事務局 室外機の真裏の住居でも念のために数字で確認するという事は可能です。

○平栗委員 最近、私、交通騒音の予測などを研究していきまして、ポイントで何点か予測するのではなくて面的に評価をするというのが業界の主流な流れになっています。要するにこの周辺のノイズの効果を変えてしまうようなことをやったりするようになってきているんです。そうすると、今みたいにちょっとずれたらどうなるかというような話も出てこなくなりますし、大阪市でもそういう方向で評価をしていくということを御検討いただけると今後いいかもしれません。

○加藤会長 ありがとうございます。ほかにスロープによる音というのは、見込みというか計算の中に入っているということですが、住民の方もその点は懸念されると思うんです。住民説明会のときには特に問題にならなかったのでしょうか。

○事務局 特にその点についての御意見や質問は説明会でもなかったようです。

○加藤会長 そうすると万が一非常に予想以上に音のレベルが高くて生活環境に影響を与えるということになると、後で、例えば遮音壁を設けるなどの対応をすることになるのでしょうか。

○事務局 付帯意見で、開店後についてもその数値に基づいて対応するという事は申し伝えますので。

○加藤会長 そうですね。この付帯意見自体が、そういう事後的に問題ができればきちんと対応するよという内容ではありますね。

○事務局 届出書にも、騒音に関しましては、将来周辺環境等が変更し、それに伴って苦情等が発生した場合には対応しますという文言が記載されております。

○加藤会長 わかりました。付帯意見の中でそこが明示されていると考えられるということですね。

ほかに御質問はよろしいですか。

そうしましたら、この案件につきましては委員の皆様から御意見、御質問を頂戴しました

が、届出上は法の趣旨に添い、指針を踏まえた内容になっているということで、当審議会としましては、当該大規模小売店舗の周辺地域の生活環境保持の見地からの意見を有しないものとして取り扱ってまいりたいと考えます。ただ事務局から説明がありました付帯意見3点、この中に3番目として交通安全の確保に努めるとともにということですが、ここに、歩車分離になっていないので交錯の恐れもあるので、この点も含めたような形で、交通安全の確保に努めるということを追加で入れるということによろしいですか。御意見をいただきましたので、文言については後ほど御相談させていただくということで追加するようにします。それから口頭で確認としていた点がありました。

○吉川委員　口頭でけっこうですが、路面電車の停留場が路上にあるので、交差点への合流部分で注意いただくようにということを確認してください。

○加藤会長　十分気をつけていただくよう口頭で確認させていただくということですね。ということで御異議ございませんでしょうか。

御異議なしということで当審議会における意見は有しないものとして付帯意見を申し添えるということにしたいと思えます。ありがとうございました。

続きまして、2、バロー淡路店の新設に関する届出内容につきまして、事務局より説明をお願いいたします。

○事務局　それではバロー淡路店の新設について御説明いたします。まず冒頭、資料の修正がございますので御報告させていただきます。騒音関係で届出書の11ページ、(2)昼間の等価騒音レベルの予測表のうち一番下でございます環境基準が2カ所65デシベルとなっておりますが、こちらは55デシベルの誤りでございます。また、同じく12ページの(3)等価騒音レベルの予測表のうちの表の一番下の環境基準が2カ所60デシベルと表記されておりますが、こちら45デシベルの誤りでございました。以上御報告させていただいて説明に戻らせていただきます。

本件ですが、阪急京都線淡路駅から南西約500メートルの東淀川区淡路2丁目31番1外に小売店舗を新設するものとして届出があったものでございます。店舗面積は2,084平方メートル、設置者は株式会社バローホールディングス、小売業者は株式会社バローとなっております。用途地域は第1種住居地域及び第2種住居地域。平成30年5月31日に届出がございまして、新設予定は平成31年2月1日となっております。

敷地周辺の状況といたしまして、まず計画地全体を北西から写した写真でございます。次に西側道路から南に向けましての写真でございます。同じく西側道路から北を向いての写真でございます。次に南側道路の東を向いての写真でございます。同じく西方向に向かった写真でございます。次に南東の道路から北東に向けての写真でございます。同じく南東方向から北東に向かって反対側に向けての写真でございます。次に北東側から北に向いての写真でございます。次に東側から南に向かった写真でございます。次に北側道路から西へ向いての写真でございます。同じく東に向かった写真となっております。

次に施設の配置に関する事項について各施設の場所を平面図で御説明いたします。駐車場は68台設置されております。駐輪場は122台、うち原付が5台設置となっております。荷さばき施設は120平方メートル設置されております。廃棄物等保管施設は保管容積33.

8立方メートル設置されております。以上の施設配置をまとめた表となります。

次に施設の運営方法に関する事項について御説明いたします。小売店舗の開閉店時刻ですが午前9時から午前0時までとなっております。来客の駐車場利用時間帯は午前8時半から翌午前0時30分までとなっております。駐車場の出入口は敷地西側に入口1カ所、敷地北側に出口1カ所を設けられております。また西側入口は繁忙時には出口としても使用して出入口となります。荷さばきを行うことができる時間帯は午前6時から午後9時までとなっております。計画地西側の写真ですが、駐車場の入口を入口正面から少し南のほうから撮影したものでして、この前の道路から左折インとなっております。搬入車両につきましても同じ入口を利用しまして左折イン、左折アウトとなっております。同じく計画地北側の駐車場の出入口付近の写真です。出入口正面から少し東側から撮影しておりますが、出口の前の道路へ左折アウトとなっております。

次に添付書類の内容について御説明申し上げます。建物は1階建てとなっております店舗面積は2,084平方メートルでございます。主に販売する物品は総合食料品、住居関連品、その他となっております。駐車場における必要駐車台数ですが当店舗における各値から指針に基づく必要駐車台数を求めると68台となります。これに対して届出台数が68台となっております指針の必要台数を満たしております。来客の自動車の来店経路ですがごらんのとおりでございます。退店経路につきましてはごらんのとおりでございます。

続いて騒音関係について御説明申し上げます。騒音発生源となります施設設備の稼働時間についてはごらんのとおりです。発生騒音の予測評価につきましては予測地点の設定を店舗周辺5地点に設定してございまして、各地点の周辺写真はごらんのとおりでございます。まず西側のA地点、次に北側のB地点、次に北東側のC地点、次に南東側のD地点、次が南側のE地点となっております。各予測地点の昼間午前6時から午後10時までの等価騒音レベルの予測結果でございます。及び夜間午後10時から午前6時までの等価騒音レベルの予測結果もこちらでございますが、それぞれ環境基準は満たしております。また夜間午後9時から午前6時までの騒音レベルの最大値の予測結果ですが、1カ所同値がありますが、規制基準は満たす結果となっております。続いて廃棄物関係でございます。1日当たりの予測排出量が9.8立方メートルに対しまして施設の保管容量が合計33.8立方メートルということで、十分な保管容量を確保しております。

最後に本届出に関する縦覧、住民等意見書の受付状況及び本市意見案の検討状況について御説明いたします。お手元に大阪市意見案についてお配りしておりますが、届出書の縦覧及び住民等意見書の受付につきまして30年6月15日から10月15日までの4カ月行いましたところ意見書の提出はございませんでした。本届出に関しまして、本市関係局等で構成します大規模小売店舗立地法連絡会議において駐車需要など交通関係や騒音、廃棄物等の各項目について、法の趣旨や指針を踏まえた対応と配慮がなされていることを確認しております。市意見案につきましては「意見なし」と取りまとめておりますが、付帯意見案としまして、4点ございます。1、新設後においても対応策の前提として行った調査、予測結果を検証するなど、周辺地域の生活環境の保持についても適正な配慮をして、店舗の維持、運営に努めること。2、当該店舗の設置者は、地域社会の一員としての社会的責任を十分自覚し、



周辺地域の生活環境保持のために、指針に基づき、関係行政機関や地域住民と協力して適切な対応に努めること。3、交通安全の確保に努めるとともに、周辺環境に悪影響を及ぼさぬよう、地域住民や関係機関と協議、調整し、生活環境の保持に努めること。4としまして、騒音についての予測地点の中には、予測結果が評価基準と同値の地点がある。よって事業の実施に当たっては、周辺の生活環境の悪化防止等に、より一層の配慮を行うことが望ましい。また、深夜営業に関しては、周辺の生活環境の悪化防止等に十分配慮することの取りまとめを行っております。以上でございます。

○加藤会長　ありがとうございました。ただいまの説明につきまして御質問、御意見を頂戴したいと思います。

○白委員　こちらの店舗も、大分遅い時間まで営業されているということで、先ほどのケースと同じように、例えば若者のたまり場にならないかとかあるいは警備体制について気になるのですが、その辺についてはいかがでしょうか。

○事務局　遅い時間に青少年がたむろされるということが懸念されるということが、住民からの意見書も、特に説明会での質問にも出てはいないようです。

○加藤会長　最近あまり聞かなくなっているんですけど、以前はよく懸念されてきました。普通は警備員が巡回するとか、そういうような対応をとってきたと思うのですが。

○事務局　防犯マニュアル等を作成して従業員の防犯意識の推進に努めますということが届出書のほうにも記載されておりますので、犯罪につながりそうなことなどがあれば、そういった中に含まれてくるかと思えます。警備につきましても閉店後につきましても、機械警備をされるということと、店内にも防犯カメラが設置されるということが届出書に記載されています。

○加藤会長　それは閉店後なんですね。

○事務局　機械警備は閉店後です。あとは従業員での対応になってくるかと思えます。

○加藤会長　よろしいですか。バローは大阪市内に初出店ですね。

○吉川委員　私、昔、岐阜にいましたので知っていますが、普通のスーパーマーケットです。東海地方がメインではないでしょうか。

○加藤会長　ほかに。よろしいでしょうか。

それではこの案件につきましては委員の皆様から、御質問をいただきましたが、届出上は法の趣旨に添い、指針を踏まえた内容となっておりますということで、当審議会としましては、当該大規模小売店舗の周辺地域の生活環境保持の見地からの意見は有しないものとして取り扱ってまいりたいと考えますが、事務局から説明のありました付帯意見4点、これを申し添えたいと考えますが異議ございませんでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

○加藤会長　それでは異議なしということで、当審議会における意見を有しないものとして、付帯意見を申し添えることにしたいと思います。

続きまして3の（仮称）ホームセンターコーナン西本町店の新設に関する届出内容につきまして事務局より説明をお願いいたします。

○事務局　（仮称）ホームセンターコーナン西本町店の新設について御説明いたします。

本件は大阪メトロ中央線と千日前線の阿波座駅から東へ320メートルの西区西本町2丁目2番1外に小売店舗を新設するものとして届出がありました。店舗面積は3,889平方メートルで、設置者及び小売業を行うものはコーナン商事株式会社でございます。用途地域は商業地域。平成30年6月29日に届出がありまして、新設予定日は平成31年3月1日となっております。

敷地周辺の状況としまして、まず計画地全体を、中央大通を挟んでの南東側から写した写真となっております。次に計画地南側の道路から西方向の写真でございます。同じく南側道路から東方向に向かったの写真でございます。次が計画地の西側から北へ向いての境界線の写真となっております。同じく西側の端から南を向いての写真となっております。次に北側道路から東方向に向いての写真でございます。同じく北側道路から西方向へ向かったの写真でございます。次に東の一番端から南方向へ向かったの写真でございます。同じく東側から北へ向かったの写真となっております。

次に施設の配置に関する事項について御説明いたします。駐輪場が96台、そのうち原付は5台設置されております。自動二輪車は2台、荷さばき施設は87平方メートル、また廃棄物等の保管施設は保管容量21.2立方メートル設置されております。駐車場は建物の屋上階に72台設置されております。以上施設配置についてまとめた表となっております。

次に施設の運営方法に関する事項について御説明いたします。小売店舗の開閉店時刻ですが午前6時から午後10時までとなっております。来客の駐車場の利用時間帯は午前5時30分から午後10時30分となっております。駐車場の出入口は敷地北側に出入口1カ所設けられております。荷さばきを行うことのできる時間帯は午前6時から午後9時となっております。駐車場の出入口付近の状況でございます。計画地北側道路ですが、出入口の前の道路を西に向かって入りましての左折イン、左折アウトとなっております。同じく搬入車両についても出入口前の道路から左折イン、左折アウトとなっております。

次に届出の添付書類の概要について御説明いたします。建物は地上1階、2階、屋上階からなります。店舗面積は1階に2,064平方メートル、2階に1,779平方メートル、屋上階に46平方メートルの合計3,889平方メートルでございます。

主に販売します物品は住宅補修用品、家庭日用品、建築資材及び工具関連品となっております。駐車場における必要駐車台数ですが、当店舗における各値から指針に基づく必要台数は72台となります。これに対し届出台数が72台となりまして指針の必要台数は満たしております。来客の自動車の来店経路と退店経路は御覧のようになっております。

続いて騒音関係について申し上げます。騒音発生源となります施設設備の稼働時間についてはごらんとおりでございます。発生騒音の予測評価について予測地点の設定は店舗周辺4方向4地点に設定しております。まず北側の予測地点Aでございます。次に東側の予測地点B、南側の予測地点をC、次に西側の予測地点がD。各予測地点の昼間午前6時から午後10時までの等価騒音レベルの予測結果と夜間10時から午前6時までの等価騒音レベルの予測結果は、それぞれ環境基準を満たしております。また夜間午後9時から午前6時までの騒音レベルの最大時の予測結果は規制基準を満たす結果となっております。

続いて廃棄物関係でございますが、1日当たりの予測排出量が18.3立方メートル、こ

れに対して保管容量合計21.2立方メートルと十分保管容量を確保しております。

最後に本届出に関する縦覧、住民等意見書の受付状況及び本市意見案の検討状況について御説明いたします。お手元に大阪市意見案についてお配りしておりますが、届出書の縦覧及び住民等意見書の受付について、平成30年7月13日から11月13日までの4カ月間行いましたところ1通の意見書が提出されております。お手元の（仮称）ホームセンターコーナン西本町店の新設届出に対する住民意見書の概要をごらんください。こちらの概要書の説明と設置者からの回答について事務局山腰から御説明させていただきます。

○事務局 意見の概要としましては、歩行者等の通行の利便の確保に関するものとなっております。子供が登下校中の際に、バイク等が乗り上げてきたときに危険なため、中央大通付近にガードマンを設置してほしい。こちらの意見に対しまして設置者からの回答は、お配りしております意見書に対する回答書のほうをごらんください。意見に対する回答としまして、自動二輪車等における歩道乗り上げでの運転は道路交通法違反となりますので、法律を厳守していただき安全に御利用していただくため、自動二輪車等置場に看板の設置や店内放送で周知を行います。また、開店時には交通整理員を中央大通側にも増員配置し、その後は状況に応じて適宜対応していきますとの回答をいただいているところでございます。以上です。

○事務局 本届出に対しまして大阪市関係局等で構成します大規模小売店舗立地法連絡会議において駐車需要など交通関係や騒音、廃棄物等の各項目について、法の趣旨や指針に踏まえた内容と配慮がなされていることを確認しております。市意見案につきましては「意見なし」との取りまとめを行っておりますが、付帯意見案としまして3点つけております。1、新設後においても対応策の前提として行った調査、予測結果を検証するなど、周辺地域の生活環境の保持についても適正な配慮をして、店舗の維持、運営に努めること。2、当該店舗の設置者は地域社会の一員としての社会的責任を十分自覚し、周辺地域の生活環境保持のために、指針に基づき、関係行政機関や地域住民と協力して適切な対応に努めること。3点目、意見書に出ました点を加味してありまして、交通安全の確保に努めるとともに、周辺環境に悪影響を及ぼさぬよう、地域住民や関係機関と協議、調整し、生活環境の保持に努めること。特に自動二輪車の駐車について、歩道区間における交通安全対策に努めることとの取りまとめを行っております。以上でございます。

○加藤会長 ありがとうございます。ただいまの説明につきまして御質問、御意見を頂戴したいと思います。

○吉川委員 等価騒音レベルの予測についてですが、資料で5階や11階など、昼間と夜間で違う階が書いてあるのは、いろいろな情報を調べて設定されたということでしょうか。

○事務局 影響が一番受ける場所を設定しています。

○吉川委員 わかりました。

○加藤会長 ほかにございませんか。

住民意見の中で子供が登下校中の際に、バイクなどが乗り上げてきたときに危険なためとあるので、少なくともここは登下校の道として使われる、通学路に指定されているということですね。ガードマンを設置してほしいということで、多分そんなに遠く離れたところにガ

ードマンを設置することはできないので、これはどの部分に配置するのでしょうか。交通整理人を中央大通り側にも増員配置するというのは敷地に面したところに配置するということなんですか。開店時には常時配置するけれども状況を見ながらそれほど危険ではないということが確認できれば適宜対応していきますということですか。

○吉川委員 中央大通りに面して、駐輪、原付5台、自動二輪車両2台の停留地があるんですね。

○事務局 中央大通沿いは、歩道に切り下げがなく、交差点まで行ってから店舗に来ることになりますので、そのまま歩道に乗り上げてくるバイクはかなり悪質かなというふうには感じております。よほど悪質なことがあれば、それは注意喚起をしていただきたいとお店のほうには要望してますけれども、それを前提に店舗側で常時交通整理員を配置というのは難しいと考えております。

○高比良委員 趣旨と違うかもしれませんが、住環境のところが気になりますので御質問させていただきます。この計画地はもともとどのような建物が建っていたんでしょうか。高い建物ですか。

○事務局 そうです。事務所ビルが建っていました。

○高比良委員 住居じゃなくて事務所ビルの10階建てぐらいのビルが建っていたんですね。それが突然今回から2階建てプラス屋上の3階建てに変わるわけですよね。そうするとビルの谷間というか、ここだけが小さい建物になってしまうんですね。そうすると北側のマンションからすると、住環境が変わるんじゃないかなと思い、気になりましたので質問させていただきました。それについて住民の方からは何か特に意見は出てないんですか。

○事務局 住民等説明会では、屋上にいる人とマンション側とで視線が合わないようにする対策をお願いするという意見が出ておまして、店舗側としても、可能な対応をしていきますということで回答されております。

○高比良委員 ありがとうございます。

○平栗委員 今の御質問に関係するんですけど、これまでは南面の阪神高速道路の騒音をビルがさえぎっていたと思うんですけども、それが3階建て、まあ2階建てですよ、屋上が3階でとなると恐らく北側のマンションでは、かなり騒音レベルが大きくなる。これは店舗側に言われても困るという話だとは思いますが、そういうところについては市としてはどう考えていくべきなのかなというのが気になりました。

○事務局 大店立地法上はあくまでも店舗から出る騒音ということになっておりますので、そこまで対応を求めるといのはなかなか難しいです。

○平栗委員 そうだと思います。こういうことは都市計画として、やはり少し配慮したほうがいいのかと思いますので、何かの機会にはよろしくお願いします。

○白委員 営業時間にこだわってしまっているのですが、資料の中では営業時間は午前6時から午後10時までと書いているんですが、住民説明会で出てきた質問では、店舗側の答えとしては特売日だけ6時から22時までで通常は9時から21時までとなっています。午前6時から午後10時までだと通学、通勤にかぶってしまっているのが大変だなと思ったんですけど。

○事務局 届出としては6時から22時ということですが、店舗側としても常にその時間あけていても営業的に問題があるので、通常は9時から21時ということかと思えます。当然届出いただいた時間をベースに騒音等々の影響は考慮するというにはなりません。

○加藤会長 ほかに。

○吉川委員 もう一回確認させてください。車は北側からスロープ使って屋上階に上がるということですが、駐輪場91台というのは北側のスロープの横が平面になっていて、南側の駐輪場出入口っていうところから入るのでしょうか。

○事務局 はい。1階の前面にとめる形です。

○吉川委員 原付と自動二輪車用はどこですか。

○事務局 建物の南側、東寄りのほうからです。駐輪場は、画面でいきますと左の端、西寄りのほうから入ります。

○吉川委員 ガードマンの話は、中央大通の歩道を横切るからということですね。

○事務局 意見書として懸念されているのは、ここに来るのに、エンジンをつけたまま歩道を走って入ってくるバイクがあると危ないという御懸念だと思います。中央大通沿いを交差点までそのまま運転していただいて、そこでバイクから下りて歩道に入らないといけないけれども、それをそのままエンジンつけたまま行ってしまうのではないかと。

○吉川委員 台数的には非常に頻度が少ないと思う反面、こういう経路なら可能性はあるかなとも思います。

○加藤会長 台数とか置場は必ず確保しないとイケないんですか。

○事務局 駐輪場の原付台数も自動二輪の台数も条例上の台数から算出しています。

○加藤会長 実質利用者が少なければここは誰も使わないということですか。条例で決まっているので確保しておかないとイケないので、不便だけれどもこの場所にしたということでしょうか。ただ使われる可能性があり、それと小学生が交錯する可能性もあるので、そこは十分配慮していただくということですね。

ほかによろしいですか。

そうしましたら、この案件につきましては委員の皆様から御意見と質問を頂戴しましたが、届出上は法の趣旨に添い、指針を踏まえた内容になっておりますということで、当審議会としましては、当該大規模小売店舗の周辺地域の生活環境保持の見地からの意見は有しないものとして取り扱ってまいりたいと思いますが、事務局から説明のありました付帯意見3点、これを申し添えたいと思いますが、御異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

○加藤会長 ありがとうございます。当審議会における意見は有しないものとして、付帯意見を申し添えることにしたいと思えます。

続きまして、4、(仮称)中央区難波3丁目店の新設に関する届出につきまして、事務局より説明をお願いいたします。

○事務局 (仮称)中央区難波3丁目店の新設について御説明いたします。本件は大阪メトロの各線なんば駅から約19メートルの、中央区難波3丁目25番地2の一部外に小売店舗を新設するものとして届出があったものです。店舗面積は1万2,748平方メートル、

設置者は株式会社成信、小売業者は株式会社エディオンとなっております。用途地域は商業地域、平成30年6月29日に届出がありまして新設予定日は平成31年5月1日です。敷地周辺の状況としまして、まず計画地全体を北東側から写したものでございます。次に計画地南側から西側に向いての写真でございます。同じく東側道路から北へ向いての写真でございます。東側道路を南側へ写したものでございます。次に北側から東に向いての写真でございます。次に西側アーケードから南方向への写真でございます。同じく西側アーケードから北側方向への写真となっております。次に西側から南東方向への写真となっております。

次に施設の配置に関する事項について各施設の場所を平面図で御説明いたします。駐輪場は地下に295台、うち原付が15台設置されております。荷さばき施設は1階に58平方メートル、また廃棄物等の保管施設は保管容量42立方メートル設置されております。駐車場は96台、自動二輪車は8台ですが、それぞれ隔地駐車場に確保されております。以上施設配置について取りまとめたものでございます。

次に施設の運営方法に関する事項について御説明申し上げます。小売店舗の開閉店時刻ですが午前9時から午後12時までとなっております。来客の駐車場の利用時間帯は午前8時30分から翌午前1時までとなっております。駐車場の出入口は2カ所設けられておりまして、荷さばきを行うことのできる時間帯は午前1時から午前9時となっております。駐車場の出入口の周辺状況といたしましては、こちらは隔地駐車場になりますが、出入口の前の道路より左折イン、左折アウトとなっております。計画地の東側にあります搬入車両の出入口付近の写真ですが、出入口前の道路より右折イン、左折アウトとなっております。

次に届出の概要について御説明申し上げます。建物は地下1階から地上9階とPH階からなりまして、店舗面積は1階に1,290平方メートル、2階に1,358平方メートル、3階1,710平方メートル、4階1,780平方メートル、5階1,803平方メートル、6階1,600平方メートル、7階1,596平方メートル、8階1,600平方メートル、9階に11平方メートルの合計1万2,748平方メートルでございます。主に販売する物品は家庭用電化製品等でございます。駐車場必要台数ですが当店舗における各値から指針に基づく必要駐車場台数は96台となります。これに対し届出台数は96台となっております。必要駐車台数を満たしております。来客自動車の隔地駐車場への来店経路と退店経路は次のとおりです。

続いて騒音関係について申し上げます。騒音発生源となります施設設備の稼働時間ですが次のとおりでございます。発生騒音の予測評価について予測地点の設定は店舗周辺4方向4地点に設定しております。各地点の周辺写真はごらんのとおりとなります。まず西側の予測地点A、計画地とアーケードにある商業施設とのちょうど間に設定しております。次に南側の予測地点B、東側の予測地点がC、次に北側の予測地点がDの4カ所となっております。各予測地点の昼間午前6時から午後10時までの等価騒音レベルの予測結果は以上のとおりで、同値となっているものもございしますが、全ての値において環境基準を満たしております。夜間午後9時から午前6時までの騒音レベルの最大時の予測結果は、こちら同値を含んでおりますが、規制基準を満たす結果となっております。続いて廃棄物関係でございますが、1日当たりの予測排出量が25.7立方メートル、保管容量合計42立方メートルと十分な

保管容量を確保しております。

最後に本届出に関する縦覧、住民等意見書の受け付け状況及び本市意見案の検討状況について御説明いたします。お手元に大阪市意見案をお配りしておりますが、届出の縦覧及び住民等意見書の受け付けにつきましては平成30年7月13日から11月13日までの4カ月間行いましたところ意見書の提出はございませんでした。当届出に関して本市関係局等で構成する大規模小売店舗立地法連絡会議において、駐車需要など交通関係や騒音、廃棄物等の各項目について、法の趣旨や指針を踏まえた対応と配慮がなされていることを確認しております。市意見案につきましては「意見なし」と取りまとめを行っております。付帯意見といたしまして1、新設後においても対応策の前提として行った調査、予測結果を検証するなど、周辺地域の生活環境の保持についても適正な配慮をし、店舗の維持、運営に努めること。2、当該店舗の設置者は、地域社会の一員としての社会的責任を十分自覚し、周辺地域の生活環境保持のために、指針に基づき、関係行政機関や地域住民と協力して適切な対応に努めること。3、交通安全の確保に努めるとともに、周辺環境に悪影響を及ぼさぬよう、地域住民や関係機関と協議、調整し、生活環境の保持に努めること。4点目に騒音関係を付加させていただいておりますが、騒音についての予測地点の中には、予測結果が評価基準と同値の地点がある。よって事業の実施に当たっては、周辺的生活環境の悪化防止等により一層の配慮を行うことが望ましい。また、深夜営業に関しては、周辺的生活環境の悪化防止等に十分配慮することの取りまとめを行っております。以上でございます。

○加藤会長　　どうもありがとうございます。ただいまの説明につきまして御意見、御質問を頂戴したいと思います。

○川崎委員　　確認ですが、先ほど搬入経路の御説明がありましたけれども、あくまで搬入車両だけで、お客様の駐車場は別にあるということですね。隔地駐車場の場所はどこになるんですか。

○事務局　　計画地よりかなり南に離れております。

○川崎委員　　わかりました。大分離れているんですね。

○事務局　　そうですね。このあたりは駐車場を確保するのがなかなか難しいようです。

○平栗委員　　BGMというのが入っているんですけれども、これがよくわからなくて。騒音の継続時間が5.5時間になっていますが、開店時間はもっと長いと思います。5.5時間というのが妥当なのかどうかということと、基準距離がスピーカーから1メートルの位置で80デシベルという設定をされているんですが、これも妥当なのかどうか。1メートルの距離で80デシベルというと、いわゆる商業施設のスピーカーから流れているアナウンスからするとちょっと小さいかなという気がしなくもないんです。耳元につけているわけではなくて、大体、スピーカーは上のほうにつけますので、1メートル地点で計ると結構大きかったりします。このあたりについてお聞かせください。

○事務局　　府条例で拡声機の規制がかかってますので、それを遵守できる使い方をすることで、逆算で、拡声機の騒音レベルと使用時間を設定し、計算では基準以下になるということです。

○平栗委員　　わかりました。実際、そうとしかやりようがない気がするんですが、もしそ

うなのであれば、例えば計算の上限になっているものを排除した使用方法、運営をしてくださいという付帯意見をつけていただけるといいのかなと思います。というのは、一番南側の予測地点Bが等価騒音レベルを計算したものと基準値が同値になっています。この近くにBGMの発生源があります。BGMの運用によっては環境基準が超過してくると思いますので、そこを少し御考慮いただけるといいかなと思います。

○加藤会長 BGMのスピーカーはどこにあることになっているのでしょうか。

○事務局 届出書でいきますと49ページ。1階に騒音源が3個あります。

○平栗委員 BGMの7とか1というのが予測地点のDに隣接しています。計算の方法自体としても気になるのは、上から音が鳴っていますので地面からの反射を考慮しているかどうか考えたほうがいいと思うんです。直接到達する音もありますけど、地面がコンクリートとかアスファルトになってきますから音を吸収しないんです。そうすると地面から反射した音で少し騒音レベルが上がる可能性があります。そうなってくると計算値が同値ってところが疑問になります。ただ、これは運用で何とでもなる話だと思いますので、そういう意味でも付帯意見としてそこを担保してくださいということでもいいのかなと思っています。

○加藤会長 それでは、これは後ほど付帯意見とするのか口頭でいいのか確認させていただきたいと思います。

ほかに。

○高比良委員 自転車での入退店についてなんですけれども、32ページ、33ページを見ますと、原付入りとか自転車入りと書いてあるんですが、ここから入った自転車は階段のようなどころがあるんですが、その通路をずっとくだって地下に行くんでしょうか。

○事務局 そうです。

○高比良委員 自転車が上がるのも下がるのもこのスロープを通るんですね。このスロープが狭い気がするので、混みぐあいによっては、安全面が気になります。また295台というすごく広い駐輪場で、ここには防犯カメラ等は当然あると思うんですが、これだけ広い駐輪場になりますと、地下ですし暗いと防犯上の危険もあるのではないかと気になりますので、そのあたりの対策をお願いしたいと思います。

○加藤会長 ほかに。よろしいですか。

そうしましたらこの案件につきまして、委員の皆様から御質問、御意見を頂戴いただきましたが、届出上は法の趣旨に添い、指針を踏まえた内容となっておりますということで、当審議会としましては、当該大規模小売店舗の周辺地域の生活環境保持の見地からの意見は有しないものとして取り扱ってまいりたいと思います。ただし、先ほど事務局から説明がありました付帯意見4点ありましたが、これに新たに追加するかどうかということで確認したいと思います。1点目は騒音についてはということなんです。騒音についての予測地点の中には同値のものがあるということで、同値の地点があり、の次ぐらいにスピーカーの利用について、その実施に当たっては周辺的生活環境の防止策などにより一層の配慮を行うことが望ましいなど、文章については事務局に精査していただきたいと思いますが、騒音なのでこの付帯意見の中の一括して入れるということによろしいですか。

○平栗委員 構わないと思います。



○加藤会長　それともう一点は駐輪場の地下の利用についてです。地下に広くあるということなので防犯上の対策をとっていただきたいということなんですけど、これは付帯意見に入れるか口頭で確認するかということなんですけど、どうでしょうか。設置者側は駐車場の地下での利用について何か言っていますか。

○事務局　防犯全体に対してなんですけれども、夜間は従業員による巡回と、営業時間外は閉鎖するということです。

○加藤会長　従業員が巡回するという事になっているので、対策はとるという事になっているわけですね。いかがでしょうか。その辺は口頭で確認していただくことよろしいですか。強く口頭で確認していただく。

○高比良委員　スロープの件もお願いします。のぼりとくんだりが一度にたくさん行くと危険かなと思うことと、曲がり角のところにミラーもついているのかなということも気になります。

○川崎委員　この駐輪場はフリーで使えるんですか。

○事務局　駅に近いところですので、お金がかかります。

○高比良委員　駐輪場のゲートがどこにあるんですか。

○事務局　そうなるかと思えます。駐輪料金のほうは徴収するという事で聞いております。

○高比良委員　1台1台のところにあるんでしょうか。コインを入れないといけないとか。機械式になっているんですか。

○事務局　そこまで確認できていないんですけど、機械式になっているかと思われます。

○加藤会長　きっと2時間ぐらいが無料ということですね。地下1階の駐輪場の利用、出入りについての交錯とか安全上についての配慮をお願いしたいということの御意見が出ていますので、そこは強めに確認ないしは要望をしていただくことよろしいでしょうか。

そうしましたら付帯意見は4点として、先ほど言ったBGMの件についての追加ということを申し添えて、当審議会における意見は有しないものということで扱ってまいりたいと思えますけれども、よろしいでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

○加藤会長　ありがとうございます。

それでは次に報告事項として、軽微な延刻等に係る手続状況等について事務局より説明をお願いいたします。

○事務局　それでは最後に軽微な延刻等に係る手続状況について2件御報告がございます。店舗名称としましてはノースゲートビルディング、サウスゲートビルディングの2店舗となっておりますが、同じ設置者からの届出でございますので、まとめて説明させていただきます。店舗名称ノースゲートビルディングとサウスゲートビルディング、設置者は大阪ターミナルビル株式会社でございます。ともにJR大阪駅直結の商業施設となっております。ノースゲートビルディングは小売業者が株式会社JR西日本伊勢丹、ほか225社。変更内容は駐車場の収容台数の変更と、駐輪場の位置及び収容台数の変更。サウスゲートビルディングは小売業者が株式会社大丸松坂屋百貨店。変更内容は駐輪場の位置及び収容台数の変更で、

いずれも平成30年7月3日に届出があったものでございます。変更日は平成30年12月1日。用途地域は商業地域でございます。実はこの二つの店舗につきましては同内容で平成29年7月28日に届出がございまして、駐車場等の改修に入るといふことで、駐車場収容台数の変更、駐輪場の位置及び収容台数の変更を届出しております。今回工事期間が延びるといふことで、それぞれ改めての届出がなされたものでございまして、ノースゲートビルディングにつきましては工事期間が30年12月1日から延長に入りまして、平成31年9月まで工事期間延長となっております。サウスゲートビルディングの駐輪場のほうに関しましては、工事期間が33年10月といふことで変更期間を延ばす届出が行われたものでございます。工事期間中は引き続きまして現状と同様に大阪駅の駐輪場や西梅田の中央駐輪場を使用するといふ計画になってございます。先立っての届出と変更台数等、内容の変更はございません。こちらにつきましては縦覧期間を平成30年7月20日から11月20日まで行いましたところ、住民意見はなし、本市の意見もなしとさせていただいております。軽微区分は駐車場の収容台数の変更、駐輪場の位置及び使用台数の変更で、交通に関する検討の結果、変更前後で比して周辺的生活環境に及ぼす影響がほとんどないと認められたことから今回の御報告とさせていただいております。以上でございます。

○加藤会長 特に御質問はございませんか。

それでは特に御質問はないようですので、市長から依頼のありました新設案件4件についての調査、審議は以上で終了し、市長に対する意見具申の文書をまとめることとなりますが、文書内容につきましては御一任いただくことでよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

○加藤会長 それでは御一任いただいて必要な手続を行ってまいりたいというふうに思います。これをもちまして本日の議事は全て終了しましたので、審議会は閉会といたします。進行に御協力いただきまして、ありがとうございました。

○事務局 会長、どうもありがとうございました。委員の皆様方には、本日はお忙しい中、まことにありがとうございました。

閉会 午後0時23分